

工作物石綿事前調査者講習標準テキスト 新旧対照表

第1講座

該当頁行	該当箇所	旧	新
1-31 8行目	1.5.2 事前調査の必要がない作業	1.5.2 事前調査の必要がない作業 事前調査は石綿則、大防法のいずれにおいても原則として全ての建築物、工作物の解体等を行う際に実施することが義務付けられている。ただし、以下の作業については、石綿等の粉じんが発散しないことが明らかであることから、建築物、工作物又は船舶の解体等の作業には該当せず、事前調査を行う必要はない。<u>なお、石綿が含まれている工作物であっても、除去等を行う材料がボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業であって、工作物をそのまま廃棄物として処理する場合は、解体又は改修の作業に該当せず、石綿則や大防法に基づく事前調査は不要である。</u> <u>しかし、廃棄物の処理にあたっては、廃棄物処理法を遵守する必要がある、廃石綿等又は石綿含有廃棄物に該当するか否かにより適正な処理方法が異なる。</u> <u>このため、上述のように石綿則等に基づく事前調査が不要な場合であっても、工作物を適正な方法で処理するため、廃石綿等又は石綿含有廃棄物に該当するかを確認する必要がある。</u> (ア)～(エ) (略)	1.5.2 事前調査の必要がない作業 事前調査は石綿則、大防法のいずれにおいても原則として全ての建築物、工作物の解体等を行う際に実施することが義務付けられている。ただし、以下の作業については、石綿等の粉じんが発散しないことが明らかであることから、建築物、工作物又は船舶の解体等の作業には該当せず、事前調査を行う必要はない。 (ア)～(エ) (略) <u>また、石綿が含まれている又は含まれている可能性がある工作物であっても、当該工作物及び周辺の材料を損傷させることなく当該工作物を撤去し、当該工作物をそのまま廃棄物として処理す</u>

			る場合も、解体等の作業には該当せず、石綿則や大防法に基づく事前調査は不要である。 <u>しかし、廃棄物の処理にあたっては、廃棄物処理法を遵守する必要があり、廃石綿等又は石綿含有廃棄物に該当するか否かにより適正な処理方法が異なる。</u> <u>このため、上述のように石綿則等に基づく事前調査が不要な場合であっても、工作物を適正な方法で処理するため、廃石綿等又は石綿含有廃棄物に該当するかを確認する必要がある。</u>
--	--	--	---

第3講座

該当頁行	該当箇所	旧	新
3-29 10 行目		「石綿含有建材データベース」に掲載されているものは石綿含有建材であるが、掲載されていないから石綿無含有とは判断できない。石綿無含有と判断するためには、<u>「石綿含有建材データベース」関連情報の「石綿を原料としない建材に掲載されている建材」、メーカーや業界団体の資料で石綿無含有を証明しているもの</u>、分析による結果等客観的なエビデンスが求められる。なお、石綿含有資材と「みなし」で解体・撤去、廃棄物処分する場合には、次に示すように客観的な根拠は必要とされない。	「石綿含有建材データベース」に掲載されているものは石綿含有建材であるが、掲載されていないから石綿無含有とは判断できない。石綿無含有と判断するためには、メーカーや業界団体の資料で石綿無含有を証明しているもの、分析による結果等客観的なエビデンスが求められる。なお、石綿含有資材と「みなし」で解体・撤去、廃棄物処分する場合には、次に示すように客観的な根拠は必要とされない。